

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年(2020年)の国勢調査によると、本市の人口は693,389人となっており、平成27年度(2015年度)から始まった「第3次静岡市総合計画」で目標として掲げてきた「総人口70万人を維持」を下回った。また、総人口に占める生産年齢人口(15歳から64歳まで)は395,897人であり、その割合は59.3%となっている。これは本市人口のピークである平成2年(1990年)の739,300人に比べて6.2%の減少となり、生産年齢人口については平成2年(1990年)の519,833人に比べて23.8%の減となっている。

第3次総合計画期間において、主に首都圏からの移住促進をはじめとした地方創生の取組などを進めてきた結果、平成29年と令和2年には社会増減がプラスとなったが、「国立社会保障・人口問題研究所(社人研)」の2018年の推計では、令和12年(2030年)年の本市の人口は646,098人となるなど、長期的な人口減少は避けられないと想定されている。

産業構造については、第1次産業から第3次産業までが多彩にバランスよく集積しており、家具、プラモデルなどの地場産業や、電気機械器具製造業、製造現場に装置等を供給するはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、清水港で水揚げされる水産物を利用した食料品製造業、臨海部に立地する化学工業などの産業が集積し、歴史に育まれ、高度な技術を持つ企業が地域に根付いている。

市内総生産額については、平成23(2011)年以降増加傾向となっており、令和元(2019)年は、約3.5兆円となっている。平成23(2011)年から令和元(2019)年までの伸び率をみると、静岡市の市内総生産額(13.1%)は全国(11.1%)や静岡県(8.0%)を上回る伸び率となっている。市内総生産額を産業別にみると、「製造業」と「サービス業」がそれぞれ約25%を占め、市の産業をけん引しているが、これらに次いで、「卸売・小売業」「不動産業」「運輸・郵便業」がそれぞれ10%程度を占めているため、特定の産業のみに依存しない構造となっている。全国の産業構造と比較すると、「製造業」「運輸・郵便業」「金融・保険業」の存在感が大きく、県の産業構造との比較においては、特に「サービス業」「金融・保険業」の割合が高く、県庁所在地、商業都市としてふさわしい産業が本市に集積している。

一方、本市の民営事業所数及び従業者数であるが、事業所数は、平成28(2016)年には35,194事業所と平成21年に比べて、11.1%減、従業者数は、平成28(2016)年に340,623人で、平成21(2009)年と比較して11.7%減となっており、事業所数、従業者数とも減少傾向である。

事業所数及び従業者数の減少は人口減少により避けられない課題であり、市内総生産額の維持及び更なる向上のためには、前述した市内の製造業をはじめとする多

種多様な産業従事者による労働生産性の向上が必要不可欠である。

## (2) 目標

先端設備等導入計画の認定件数は2年間で260件を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市製造業については、金型製造、鋳造、プラスチック成型加工、動力伝達、金属プレス、位置決め、切削加工、熱処理、溶接などの様々な先端加工分野の技術を有する企業が立地しており、これら技術を有する中小企業者の生産性を総合的に底上げし向上を図ることは、本市産業の競争力の維持及び強化につながる。

また、卸・小売業、サービス業についても、製造小売の業態や産地直売の拡大等による流通経路の短縮化・集約化、またインターネット直販の増加等、取り巻く事業環境は厳しさを増しており、あらゆる手段を活用し、それらへ対応することが必要とされている。

このため、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の種類の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本計画において対象とする区域は、静岡県静岡市の行政区域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市では、農林水産業、製造業、商業及びサービス業の第1次産業から第3次産業までが多彩にバランスよく集積しており、それら多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる業種及び事業であれば全て対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・受益と負担の均衡及び税負担の公平性を保つために、市税を滞納する者は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるもの、また静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 1 号の暴力団の利益になると認めるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自己評価を実施する必要がある。また、本市が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力を依頼する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。